議案第98号

三朝町職員の給与に関する条例及び三朝町企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第1項の規定により、本議会の議 決を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉 田

平成14年12月17日原案可決 三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第一号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和 28 年三朝町条例第 25 号)の 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「削 除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項等を除く。以下「改正部 分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削

改 正 後	改正前
その者の在職期間の区分に戊じて	の者の在職期間の区分に広じて
第1条~第8条 略	第1条~第8条 略

(扶養手当)

第9条略

- 2 略一數公坐主法則各有於公員鄉 3 扶養手当の月額は、前項第1号に 該当する扶養親族については 14,000 円、同項第2号から第5号までの扶 養親族(次条において「扶養親族たる 子、父母等」という。)のうち2人まで についてはそれぞれ 6,000円(職員

第1条~第8条 略

(扶養手当)

第9条 略

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に 該当する扶養親族については 16,000 円、同項第2号から第5号までの扶 養親族(次条において「扶養親族たる 子、父母等」という。)のうち2人まで についてはそれぞれ 6,000 円(職員)

に扶養親族でない配偶者がある場合 にあってはそのうち1人については 6,500 円、職員に配偶者がない場合 にあってはそのうち1人については 11,000 円)、その他の扶養親族につ いては1人につき 5,000 円とする。

4 略

第10条~第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、3月に支給する場合においては 100分の50、6月に支給する場合に おいては100分の145、12月に支 給する場合においては 100 分の 155 を乗じて得た額(管理又は監督の地 位にある職員のうち別に定めるもの (次項及び第20条において「特定幹 部職員」という。)にあっては、3月 に支給する場合においては100分 の50、6月に支給する場合において は100分の125、12月に支給する 場合においては 100 分の 135 を乗 じて得た額)に、基準日以前3箇月 以内(基準日が12月1日であると きは、6箇月以内)の期間における その者の在職期間の区分に応じて、 次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

(表略)

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、3月に支給する

に扶養親族でない配偶者がある場合 にあってはそのうち1人については 6,500 円、職員に配偶者がない場合 にあってはそのうち1人については 11,000 円)、その他の扶養親族につ いては1人につき3,000 円とする。

4 略

第10条~第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額 に、3月に支給する場合においては 100分の55、6月に支給する場合に おいては100分の145、12月に支 給する場合においては 100 分の 155 を乗じて得た額(管理又は監督の地 位にある職員のうち別に定めるもの (次項及び第20条において「特定幹 部職員」という。)にあっては、3月 に支給する場合においては100分 の55、6月に支給する場合において は100分の125、12月に支給する 場合においては 100 分の 135 を乗 じて得た額)に、基準日以前3箇月 以内(基準日が12月1日であると きは、6箇月以内)の期間における その者の在職期間の区分に応じて、 次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

(表略)

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、3月に支給する

場合においては 100 分の 25、6月に支給する場合においては 100 分の60、12月に支給する場合においては 100 分の80 を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

第19条の2以下 略

1~5 略 图 314年 图 31

場合においては 100 分の 30、6月に支給する場合においては 100 分の60、12月に支給する場合においては 100 分の80 を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

第19条の2以下 略

附 則

1~12 略

- 13 当分の間、各年度(4月1日から 翌年3月31日までをいう。以下こ の項及び次項第1号において同じ。) において、当該各年度の3月1日 (以下この項から附則第15項まで において「基準日」という。)に在職す る職員に対し、基準日の属する月の 町長が別に定める日において、特例 一時金を支給する。
- 14 特例一時金の額は、3,756円 とする。ただし、次の各号に掲げる 職員については、当該各号に定める 額とする。
 - (1) 基準日の属する年度の4月 1日から基準日までの期間(次 号において「基準期間」とい う。)において給料を支給しな いこととされていた期間(在 職しなかった期間を含む。以 下この項において「無給期間」 という。)がある職員(次号に 掲げる者を除く。) 3,7 56円を超えない範囲内で無 給期間を考慮して規則で定め る額

(2) 基準日において第4条の2 の規定の適用を受ける職員で ある者 3,756円(基準 期間において無給期間がある 者については、前号の規定の 例により得られる額)を超え ない範囲内で町長が別に定め る額

15 職員に特例一時金が支給される 間、第1条及び第2条第1項中「及 び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊 勤務手当及び特例一時金」と、第2 4条第2項及び第3項中「及び寒冷 地手当」とあるのは「、寒冷地手当及 び特例一時金」と、同条第4項中 「及び住居手当」とあるのは「、住居 手当及び特例一時金」とする。

16 前3項に規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、 規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

				行政	職給料表	表			
職員	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
の区	の級								
分	号級	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	185,600	220, 600	238, 300	259, 100	278, 700	300, 100
	2	135, 100	171,500	192,800	228, 700	247, 300	268, 100	288,000	310, 200
	3	139, 500	178, 400	200, 200	237, 200	256, 500	277, 200	297,600	320, 400
	4	144,000	185,600	207, 500	246, 200	265, 200	286, 400	307, 500	330, 900
	5	149, 200	191,600	215, 400	255, 300	273, 800	295,600	317, 300	341, 400
	6	155,000	197,000	223, 300	263, 800	282, 500	305,000	327, 300	351, 900
	7	161,000	202, 400	231, 200	272, 300	291, 200	314, 400	337, 300	361,800
	8	167, 300	207,600	238, 700	280, 700	299, 700	323, 800	347, 100	371, 400
再	9	171,900	212,600	245, 200	288, 900	308, 200	333, 200	356, 700	380, 900
	10	175,600	217,000	251,600	296, 900	316,600	342, 500	366,000	390, 300
任									
	11	178,800	221, 400	257, 900	304, 700	324, 700	351,900	375, 100	399, 700
用	12	181,600	225, 700	263, 500	312,000	332, 200	361, 200	383, 900	409, 100
	13	184, 300	230,000	269,000	319, 100	339, 700	370, 200	392, 400	417, 900
職	14	186, 400	233, 200	274, 100	326,000	346, 900	379,000	399, 400	425, 800
	15	188, 500	236, 200	279, 200	332, 100	352, 500	386,600	405,000	431, 700
員									
	16	190, 100	239, 300	283, 700	337, 700	357, 300	392, 200	409,800	437, 400
以	17		242, 200	287, 800	341, 400	361, 300	397, 200	414,000	441, 200
	18		245, 100	291,500	344, 700	364, 600	400,700	417,600	445,000
外	19		247,000	294, 700	347, 900	367, 500	404, 200	421, 300	448, 900
	20			297, 100	350, 200	370, 400	407,600	424,800	452, 500
の									
	21			299,000	352, 400	372, 900	411, 100	428, 300	456, 200
職	22			301,000	354, 700	375, 500	414, 500	431,900	
	23			302,900	357,000	378,000	417,900		
員	24			304, 900	359, 200	380, 600	421, 400		
	25	120' 800	169,600	306, 900	361, 600	383, 200	296, 100	213, 200	
BE	26			308, 700	363, 800	385, 900			
	27			310,600	366, 100				
	28			312,600	368, 400				
	29			314, 500					

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

				11以	41以市口个十二	X			
職員	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
の区	の級			AA JOL ET HAT	AA JOL II der	A John III der	WANG FIRST	AAMI DAG	CANDI II der
分	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		一一円	円	円	円	円	円	円	円
	1	_	_	189,000	225, 000	243, 100	264, 300	284, 300	306, 300
	2	137, 500	174, 400	196, 300	233, 300	252, 300	273, 500	293, 800	316,600
	3	141, 900	181, 400	203, 800	242,000	261, 700	282, 800	303, 600	327, 100
	4	146, 500	188, 900	211, 300	251, 100	270,500	292, 100	313, 700	337, 800
	5	151,800	195,000	219, 500	260, 400	279, 300	301, 500	323, 700	348, 500
	6	157, 700	200, 500	227, 600	269, 100	288, 200	311, 100	333, 900	359, 200
	7	163, 800	206, 000	235, 600	277, 800	297, 000	320, 700	344, 100	369, 300
	8	170, 200	211, 400	243, 200	286, 300	305, 700	330, 300	354, 100	379, 100
再	9	174, 800	216, 400	249, 900	294, 700	314, 400	339, 900	363, 800	388, 800
	10	178, 600	220, 900	256, 400	302, 900	322, 900	349, 400	373, 300	398, 400
任									
	11	181,800	225, 400	262, 800	310, 800	331, 200	359,000	382, 600	408, 200
用	12	184, 700	229, 800	268, 500	318, 300	338, 900	368, 400	391, 600	417, 600
	13	187, 500	234, 100	274, 100	325, 500	346, 500	377, 600	400, 300	426, 600
職	14	189, 800	237, 400	279, 300	332, 500	353, 800	386, 600	407, 400	434, 700
	15	191, 900	240, 500	284, 500	338, 800	359, 600	394, 300	413, 100	440, 700
員									
	16	193, 500	243, 600	289, 100	344, 500	364, 500	400,000	418,000	446, 600
以	17		246, 600	293, 300	348, 200	368, 500	405, 200	422, 300	450, 500
	18		249, 500	297, 000	351, 600	371, 900	408, 700	426, 000	454, 400
外	19	7.20	251, 500	300, 300	354, 900	374, 900	412, 300	429, 700	458, 300
	20			302, 700	357, 200	377, 800	415, 800	433, 300	462, 000
0				-			-	-	
	21			304, 700	359, 500	380, 400	419, 300	437,000	465, 800
職	22		4.4	306, 700	361, 800	383, 000	422, 800	440, 700	
1974	23			308, 700	364, 100	385, 600	426, 300	2207.130	
員	24			310, 700	366, 400	388, 200	429, 900		
	25	129' 400	191,900	312, 700	368, 800	390, 900	3000 000	319, 500	243, 000
		152 100	- 4 04 CR2U	21.30	200,000	200,000	202 000	910 cm	145 000
TO ACC	26			314, 600	371, 100	393, 700			
	27			316, 500	373, 400	555) 100			
	28			318, 500	375, 800				
	29			320, 500	510,000				
1	500			223, 000					

30 31 32				316, 500							30			322, 500					
				318, 400 320, 300	366, 100						31 32			324, 500 326, 500	373, 400 375, 800	2007120			
任職	25	150, 800	188, 600	217, 400	254, 500	272, 000	296, 100	313, 200	335, 000	再任用職員	25	153, 400	191, 900	221, 500	259, 600	277, 500	302,000	319, 500	342, 00
	33			508' 806	357, 000	378, 600	673, 966				23								
10	29			301,000	384,760	375, 500	414, 500	- 431, 900		1 188	33		 	806, 700	361, 800	383, 000	422, 800	440, 700	
								, 438 300											
																331, 390			
						216,100													
														317 300					
		132 100																	
												-/ 1							
									8 , 10										
					district del				,										

别数期1 (第3条関係)

MARKIN TOWN 2 NEWSTRANS

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後

改正前

第1条~第18条略

第1条~第18条 略

(期末手当)

- 第19条 期末手当は、6月1日及び 12月1日(以下この条から第19 条の3までにおいてこれらの日を 「基準日」という。)にそれぞれ在職す る職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の別に定める日(次条及び 第19条の3においてこれらの日を 「支給日」という。)に支給する。これ らの基準日前1箇月以内に退職し、 若しくは地方公務員法第16条第1 号に該当して同法第28条第4項の 規定により失職し、又は死亡した職 員(第24条第6項の規定の適用を 受ける職員及び別に定める職員を除
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては 100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」)という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合におい

く。)についても同様とする。

(期末手当)

- 第19条 期末手当は、3月1日、6 月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」)という。)にあっては、3月に支給する場合においては100分

ては 100 分の 150 を乗じて得た額) に、基準日以前 6 箇月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

<u>の50</u>、6月に支給する場合においては 100分の125、12月に支給する場合においては 100分の135を乗じて得た額)に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

00		
在職	期間	次の麦の英
基準日が	基準日が	功
3月1日	12月1	
又は6月	日である	割合
1日であ	場合	
る場合		(半平末棋
3箇月	6箇月	100分の100
ら第19	下この条は	1291B(E
2箇月1	5箇月以	全の3までに
5日以上	上6箇月	100分の80
3箇月未	未満	る概算に対し
満	日本がまに	関係の引き十両
からの日を	C DY VIEW	第19条の31
1箇月1	3箇月以	「支給日」とい
5日以上	上5箇月	100分の60
2箇月1	未満	着しくは地方
5日未満	司选第28	骨に散当して
死亡した観	散人 又は	規定により気
1箇月1	3箇月未	100分の30
5日未満	満	受ける機員及
.6	トメ類同とす	17/1001(s)

3 前項の規定にかかわらず、再任用 職員に対する期末手当の額は、期末 手当基礎額に、3月に支給する場合 においては100分の25、6月に支給

の日を「支給日」という。)に支給する。 これらの基準日前 1 箇月以内に退職

第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡し

た職員(第24条第6項の規定の適用 を受ける職員及び別に定める職員を

(1) 6箇月 100分の100 (0) 5符号以上6符号 ## 10

(2) <u>5箇月以上6箇月未満 100</u> 分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100 分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の規定にかかわらず、再任用 職員に対する期末手当の額は、期末 手当基礎額に、6月に支給する場合 においては100分の85、12月に 支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 略

第19条の2 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれ の基準日現在(退職し、若しく は失職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、若しくは失 職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受 けるべき扶養手当の月額を加算 した額に 100 分の 70(特定幹部 職員にあっては、100 分の 90) を乗じて得た額の総額

する場合においては 100 分の 70、1 2月に支給する場合においては 100 分の 90 を乗じて得た額(特定幹部職 員にあっては、3月に支給する場合 においては 100 分の 25、6月に支給 する場合においては 100 分の 60、1 2月に支給する場合においては 100 分の 80 を乗じて得た額)に、基準日 以前 3月以内(基準日が 1 2月 1日で あるときは、6月以内)の期間におけ るその者の在職期間の区分に応じて、 前項の表に定める割合を乗じて得た 額とする。

4~6 略

第19条の2 略

(勤勉手当)

第20条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の、その者 に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれ の基準日現在(退職し、若しく は失職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、若しくは失 職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受 けるべき扶養手当の月額を加算 した額に、6月に支給する場合 においては100分の60(特定幹 部職員にあっては、100分の 80)、12月に支給する場合にお

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に 100 分の 35 (特定幹部職 員にあっては、100 分の 45)を 乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

第21条以下 略

いては 100 分の 55 (特定幹部職 員にあっては、100 分の 75)を 乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に 100 分の 30 (特定幹部職 員にあっては、100 分の 40)を 乗じて得た額の総額

3~5 略

第21条以下 略

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 45 年三朝 町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項を削る。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る

改正後	改正前
	(資勉手当)
	本則 略
	2 動炮手当の額は、動効手当基礎額 2
	附則。是那份的問題
	1~3 略
	4 当分の間、第2条第3項に規定す
	る手当のほか、職員に対し、特例一
に所属する次の各号に掲げる職員の	時金を手当として支給する。
	5 第19条の3本文の規定は、前項
	に規定する特例一時金については、
	適用しない。

第4条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後 改正前 第1条~第14条の2 略 第1条~第14条の2 略 (期末手当) (期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 企業の経営状況を考慮して支給する。 (期末手当は、3月、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(2) 機能在職期間について近正後の信号を何の担定により、 (2)

人(施行期日) 人工主要金属 自身经验 医阴茎丛 医原丛 医阴茎 医阴茎 医阴茎 医阴茎

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であ るときは、その日)から施行する。ただし、第2条、第4条の改正並びに附 則第6項、第8項及び第9項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
 - (職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

いて「継続在職期間」という。)はついて支給される給与のうち給料及び扶

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級にお ける最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月 額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる 職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間 については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたもの とした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところに より、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が 受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の三朝町職員の 給与に関する条例及びこれに基づく任命権者が定める規定に従って定められ たものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の 三朝町職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」 という。)第19条第2項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで 若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手 当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から 第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第 1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加 えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる 額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第19条第 1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退 職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」 という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日 の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で 同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日まで の期間における任用の事情を考慮して別に定めるものを含む。次号にお

いて「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について別に定める給料月額)及び改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の 三朝町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条第2 項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

8 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(期末手当等の支給)

第1条~第5条の2 略

(期末手当等の支給)

第5条の3 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

して別に定めるものを含む。次号にお

第1条~第5条の2 略

第5条の3 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

9 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の泊村職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。